

社会福祉法人出水市社会福祉協議会 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人出水市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員等)

第2条 この規程において、委員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本会の委員会規程に規定する委員
- (2) 本会のふれあいのまちづくり心配ごと相談所設置運営規程に規定する相談員
- (3) 本会の利用者の相談・苦情解決実施要領に規定する第三者委員
- (4) 本会の出水市ボランティア活動センター運営委員会要綱に規定する委員

(報酬等の支給)

第3条 委員等が、その職務に従事したときは、別表に掲げる報酬等を支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月4日から施行する。

別表

区 分	報酬	費用弁償
委員	日額 3,500円	出水市職員等の旅費に関する条例の規定を準用して算定した額
法律専門相談員（弁護士）	日額 30,000円	
その他専門相談員	日額 5,300円	
一般相談員	日額 3,500円	
第三者委員	日額 3,500円	
ボランティア活動センター 運営委員	日額 3,500円	
備考 出水市の一般職の職員（教職員を含む。）及び鹿児島県職員が委員等を兼ねる場合には、報酬は支給しない。		